

食費・居住費の自己負担額(令和7年4月1日から)

負担区分	入院医療の必要性が低い方※2の食費(1食につき)	入院医療の必要性が高い方※1の食費(1食につき)	居住費(1日につき)
現役並み所得・一般の被保険者※3	510円※4	510円※4	370円
区分Ⅱ	240円	240円(長期入院該当で190円※5)	370円
区分Ⅰ 老齢福祉年金受給者以外の方	140円	110円	370円
区分Ⅰ 老齢福祉年金受給者	110円	110円	0円
指定難病患者	300円	300円	0円

※1 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当します。

※2 入院医療の必要性が高い方以外の方が該当します。

※3 「現役並み所得・一般の被保険者」には、令和4年10月1日から自己負担割合が「2割」となる方を含みます。

※4 保険医療機関の施設基準などにより470円の場合もあります。

※5 長期入院該当の場合は申請が必要です。

区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日を超える場合は、葛飾区国保年金課に入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて申請してください。
(他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の認定を受けていた期間中の入院日数は通算できます。)すでにお持ちの減額認定証に長期入院該当年月日が記載されている方は、改めての申請は不要です。